平成２４年（フ）第６号
栃木県真岡市青田371番地
債務者　柴山　麗子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第４３０号
千葉県いすみ市岬町押日3546番地19　Ｃ棟
債務者　村上　絵美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５号
長野県上田市御所703番地　磯貝アパートＡ号、前住所愛知県名古屋市東区出来町１丁目10番22号　スペーシア徳川1301号
債務者　高橋　　浩
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１３６号
岐阜県各務原市那加長塚町１丁目81番地
債務者　尾関はる子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５１号
三重県名張市黒田1010番地
債務者　森岡　昭江
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２４１号
兵庫県姫路市飾磨区都倉１丁目104番地シティハウス都倉301号
債務者　磯部　朱美
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２９５号
兵庫県加古川市尾上町口里479番地の１　Ｍプラザ加古川五番館1310号
債務者　佐野　　溫
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２９６号
兵庫県加古川市尾上町口里479番地の１　Ｍプラザ加古川五番館1310号
債務者　佐野　　溫
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５４４号
広島市安佐南区川内４丁目13番35―502号
債務者　植地百合佳
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２号
広島県尾道市防地町21番11号
債務者　神原　恵美
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
愛媛県西条市氷見乙1000番地19
債務者　寺尾　元博
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８８号
愛媛県新居浜市新田町２丁目８番23号、前住所愛媛県新居浜市西原町２丁目３番26号
債務者　大谷　千津
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９５号
愛媛県西条市石田811番地１
債務者　佐野　久雄
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９６号
愛媛県四国中央市金田町金川336番地の３
債務者　河村　美希
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第６９号
愛媛県今治市高橋甲677番地３
債務者　小池　宏枝
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県田川市大字糒2323番地
債務者　方志　真理
1　決定年月日時　平成24年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市東千石町16番８号
債務者　奈良迫博子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２２８号
鹿児島県日置市東市来町湯田4101番地２
債務者　坂元　理恵
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係